

前橋競輪場開催時撮影要領の制定について

平成30年2月1日

前橋競輪開催時のお客様のカメラ・ビデオ撮影の許可について下記により実施することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 撮影許可日

前橋市営競輪開催日及び場外発売日

2 撮影場所

前橋競輪場内。ただし、競輪開催日は競輪競走に支障が出る場所での撮影は禁止とさせていただきます。(禁止場所：ゴール線真横、フェンスに登っての撮影)

3 用途

写真・映像の用途は個人で楽しむ範囲に限ります。営利を目的とする使用は禁止とさせていただきます。

4 禁止事項

- (1) 他のお客様に対しカメラを向ける等の迷惑行為
- (2) フラッシュを用いての撮影
- (3) 混雑時などでの三脚の使用及び場所取り
- (4) 場外発売開催時において本人の許可無くバンク内練習中の選手を撮影すること
- (5) ドローン等を用いての撮影

※上記要領を遵守いただけないお客様に対しては、撮影フィルムの没収または画像を消去のうえ、前橋競輪場から退場いただく場合がございます。

※フラッシュにより競走を妨害する行為があった場合、自転車競技法第64条「偽計又は威力を用いて競輪の公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。」により刑事罰の対象となります。

前橋競輪開催執務委員長